

別冊

外地ヨリ内地へ携行還送又ハ托送スル
物品ノ取締ニ關スル規定

0574

155

第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章

目次
總則
外地ニ於ケル取締
内地ニ於ケル取締
陸軍船舶及航空機乗組員塔乗者
等ノ取締
蒐集不認可品ノ處理
雜則

0575

第一章 總則

第一條

本規程ハ北朝鮮、台湾ヲ含
以下ニ同シハ、携行、還送、
及、托送スル個人

並ニ部隊ニテ取扱フ私物品、個人ノ装着スベ

ク私物、軍用品ヲ除クノ取締ニ關シ規定ス

第二條 本取締ノ目的ハ、軍隊及軍人(軍属)ヲ含

ムノ、赫々タル武勳ニ有終ノ美ヲ濟サシメ、軍

ノ威信ヲ昂揚スルニ在リ

各級幹部ハ率先本規定ヲ遵守スルノミナラ

ズ、部下ヲ愛護スルノ至情ヲ以テ取締ノ目的

ヲ理解ヒシムルト共ニ其ノ履行ヲ最モ嚴正

ナラシムルモノトス

第三條

還送品ニ有稅私物品ヲ混入シ又ハ私
物品ヲ公用品ノ名義ヲ以テ携行還送又ハ托

送スルコトヲ禁ス

通關手續キハ證明書ヲ有スル場合ト雖モ之

ヲ為スモノトス

第二章 外地ニ於ケル取締

第四條

私物品ヲ携行還送又ハ移送セントスル者ハ出發又ハ發送以前ニ所屬部隊長(大隊

長及之ニ準スル部隊長以上以下之ニ同シノ

検査ヲ受クヘシ

第五條

部隊長ハ前條ノ検査ニ方リテハ附表

第一ニ依リ其ノ可否ヲ判定シ認可スヘカラ

サル物品以下不認可品ト略稱スニ在リテハ

本人ヨシテ處分セシメ或ハ狀況ニ依リ之ヲ

蒐集假保管シ認可シタル物品ニ在リテハ證

明書、疎式耐表第三ヲ交付スルモノトス

前項證明書ハ検査ニ際シ検査官ニ提示スル
モノトス

第六條 私物品ニ對スル發送以前ノ検査並ニ
證明書ノ交付ニ關シ師團長(之ニ準スル部隊
長ヲ含ム)以上ノ部隊長ハ隸下部隊分駐ノ狀
況並ニ特務機關等ニ屬スル軍人軍属ヲ顧慮
シ細部ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ證明書
ノ交付ハ第五條ノ部隊長以上ニ限ルモノト
ス

第七條 外地補給諸廠(還送軍需品ヲ船舶塔載
ノ爲集積シタル場所ヲ含ム)所在地ノ憲兵隊
長ハ時宜ニ依リ廠長ト連絡シ其ノ立會ノ下
ニ部下憲兵將校ヲシテ還送物品ノ開梱検査
ヲ爲サシムルコトヲ得

0578

15

第八條 歸還部隊ノ長ハ輸送ノ途次要スレハ
屢々私物品ノ検査ヲ實施シ所要ニ應シ所在
地憲兵ノ協力ヲ求ムルモノトス

第三章 内地ニ於ケル取締

第九條 歸還部隊ノ長ハ内地ノ陸地ニ於テ狀
況ノ許ス限リ税關検査前所在地憲兵ノ協力
ヲ求メ携行及托送品ノ検査ヲ實於スルモノ
トス

不認可品アリタルトキハ歸還部隊ノ長ハ之
ヲ蒐集シ憲兵ニ引渡スモノトス

第十條 上陸地朝鮮國境及外地ヨリノ著陸飛
行場ヲ含む所在地ノ憲兵ハ個人携行托送物
品ノ取締ニ任スルモノトス

第十一條 補給諸廠所在地ノ憲兵隊長ハ第七

條ニ準シ検査ヲ為スコトヲ得

第十二條 留守業務擔任部隊ハ還送物品ヲ受

領セシ各受領部隊責任者及最寄ノ憲兵ニ互

會ヲ求メ内容ヲ検査ス

前項ノ検査ノ結果不認可品アリタルトキハ

之ヲ蒐集シ假保管ス此ノ際受領部隊又ハ受

領者ニ其ノ旨通達スルモノトス

第四章 陸軍船舶及同航空機ノ乗組員

塔乗者等ノ取締

第十三條 陸軍船舶及同航空機(機)ノ備ノモノヲ

含ム以下之ニ同シ乗組員塔乗者ノ携行還送

又ハ托送スル物品ノ取締ハ關係部隊長又ハ

0580

158

憲兵ニ於テ第二章乃至第三章ノ規定ニ依リ
之ヲ行フモノトス

第十四條 船舶輸送諸部隊及飛行場所在地ノ
憲兵隊長ハ第七條ニ準シ陸軍船舶航空機内
ハ検査ヲ爲スコトヲ得

第五章 蒐集不認可品ノ處理

第十五條 外地ニ於ケル不認可品ノ處理ニ關

シテハ最高指揮官之ヲ規定スルモノトス

第十六條 内地ニ在リテハ左記諸項ニ依ル

一 憲兵ハ自ラ蒐集又ハ引渡シヨ受ケタル不認

可品ヲ品目員數表ト共ニ彼我軍用兵器同被

服糧秣並ニ之等ノ類以品ハ最寄關係各補給

廠ニ其ノ他ノ品種ニ在リテハ最寄陸軍需品

廢ニ送付スルモノトス
又留守業務擔任部隊ニ假保管セル物品ノ處理
亦前項ニ同シ
各補給諸廠ハ特ニ定ムルモノノ外戦利品規
則及同整理規定ヲ準用シ前各號ノ物品ヲ處
理スルモノトス

第六章 雜則

第十七條 郵便ニ依リ又ハ常人ニ托送スル私

物品並ニ常人ニシテ部隊ト共ニ行動シ又ハ
陸軍船舶航空機ヲ利用スル慰問者記者視察
者等ノ携行還送又ハ托送スル物品又本規定
ニ準據シ關係部隊長及憲兵之ヲ取締ヲ行
フモノトス

0582

159

第十八條 留守業務擔任部隊長及憲兵ハ本規
 定ニ基キ蒐集シタル不認可品ノ狀況ヲ順
 ヲ經テ適時ニ又内地各補給廠ハ毎年十二
 月上旬第五章程ニ依ル處理不認可品ノ狀況
 ヲ經テ陸軍大臣ニ報告スルモノトス

0583

附表第一

携行 還送及托送物件認可標準表

品目	標準		備考
	目	準	
兵器 彈藥 其、他軍用品	日本例ノモノ 火銃 機關銃 小銃 拳銃 火藥類(實彈 空砲)等	全部 全部	不可
	火藥ヲ押出シ直雷管ヲ危險 藥莖但シ野山砲以下ノモノ 青龍ノ銃劍等(但シ長大 ナルモノヲ除ク) 帶 鞆 圖表等草 其、他 鐵帽 軍靴等	出所由來ヲ調査シ其ノ正當ニシ テ眞ニ戰闘ノ記念品トシ個人 ノ保管セシムルヲ適當トスルモノ	可
輸入禁制品類	偽造 造模造 貨幣 紙幣 銀行券 有價證券 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ物品 例ニハ春 西 環 裏 寫 眞 フォトリ 彫刻 修 容 非 修 容 ナル 寫 眞 及 反 戰 反 軍 抗 日 日 記 等 寫 眞 黃 磷 マチ 阿 片 及 吸 煙 具	全部	不可
書籍繪畫類	我軍ノ機 秘 密ニ直ルモノ 外國軍軍書並普通圖書	全部は戰務上所持スルモノ此ノ限リ非ズ不可 内容一見有害記事ヲ明瞭ナルモノ	可
家具 被服 奢侈品 彫刻類	掛軸 扁額 花瓶 毛布 毛皮 外國ノ服 絹布 刺繡 寶石類 腕輪 彫刻品 時計 指輪 其他金銀製品 寫眞品 麻雀 骨牌類	高價ナルモノ量ニシテ裏成信保持上差支 ナク且社會ニ害ト爲ルモノハ其ノ程度 度ノモノ内正當入手ナルモノトシ證明 シ得ルモノニシテ個人ノ携行モノトシテ 之ノ分ナルモノ時局ニ鑑ミ之ヲ産品等 購入ハ努メサルモノトシテ之ノ指導スルモノ 但シ免稅制限外ニ之ニ對シテハ課稅セ ラルモノトシテ購入ノ物件ハ課稅ノ際 受領證書前シテ受贈物品ト受贈ノ狀 況ヲ明カラシムルヲ要ス	可
備考	一 部隊携行物件ハ概ネ右ニ準ズルモノ特殊ノモノニ對シテハ獨立旅團長等ノ 上官ニ於テ認可スルモノトス 二 關稅定率法 銃砲火藥類取締法等ノ法令ニヨリ輸入ヲ禁止セラルモノ越スルモノハ全 部認可セザレトス 三 本表掲記ノモノニ關シテハ部隊長ニ於テ本表ノ趣旨ニ準シ認可ノ許否ヲ 決定スルモノトス	可	

0584

別紙第二

陸支密第二二八四號

外地ヨリ内地へ携行還送又ハ托送スル物
品ノ取締ニ關スル規定中改正ノ件陸軍一
般へ通牒

昭和十六年七月二十八日

陸軍次官

木村兵太郎

昭和十六年五月二十日陸支密第一四二五號
中左記ノ通改正セラレタルニ付依命通牒ス

左記

別冊第十六條第三號ヲ左記ノ如ク改ム
各補給諸廠ハ第一、第二號ニ依リ受理シタ
ル物品ハ戦利品規則及同整理規定ヲ準用
シ處理スルニトス
但陸軍需品廠ニ於ケル前項物品ノ處理ニ

ク

0585

16

ス方
リテ
ハ
陸軍大臣ノ
認可ヲ受
クルモノト

0586

附表第二

證明書

部隊名
官等級
氏名

一品名員数

昭和何年何月何日何々附近ノ戦闘ニ於テ突
妻時敵ノ使用シアリシモノ

一品名員数

昭和何年何月何日何地ニ於テ價格何圓何錢
ニテ購入セルモノ

右正當所持品ト認ム

昭和何年何月何日 部隊名 長官氏 名 職印

0587

162

別紙第三

陸支密第二三〇三號

綿製品等ノ輸入取締ニ關スル件陸軍一般

通牒

昭和十六年七月二十九日 陸軍省副官川原直一

最近支那ヨリ綿製品皮革製品ゴム製品等多量

郵送又ハ携帶輸入スル者激増セルニ鑑ミ別紙

ノ通關原省間ニ於テ取締ニ関シ協議セラレタ

リ就テハ軍隊ニ於テモ内地ニ於ケル消費統制

ノ趣旨ニ基キ極力制限セシムル如ク指導相成

度 追テ之等ヲ爲管理法適用物品ノ郵送携行選

送乃花送ニハ昭和十六年陸密第一四二五號

通牒ニ依リ部隊長ノ検査及證明書ヲ要シ又

0588

部隊長ノ認可標準ハ同通牒附表第一中家具
被服奢移品彫刻類ニ準スヘキモノト承知相
成度

(別紙)

綿製品等輸入防止ニ關スル件

(昭和十六年七月十七日興亜院ニ於テ陸軍海軍大藏逓信
興亜院關係官打合)

綿製品等ノ郵送又ハ携帶輸入ハ爲替管理法ノ
取締上之ヲ嚴格ニ解スルトキハ寄贈又ハ手荷
物等ニ概當セサル之綿製品ニ付テハ一ニ反ノ
如キ少量ノ場合ハ寄贈品又ハ手荷物トシテ大
目ニ見ル取扱ニシ居レリ他ノ皮革製品ゴム製
品等之ニ準ス但シ營業用トシテ脱法輸入ス
ルハ数量ノ多少ヲ問ハス嚴ニ取締居ルモノト

0589

ス 上、如キ内地ニ於ケル統制トノ關係ヲ考慮
 シ、現地ニ於テ廣告等ニ依リ商人カ斯ル輸入ヲ
 促進スルカ如キコトヲ現ニナシ居ルモノハ
 適宜ニ之ヲ抑制スル如ク興亜院ニ於テ措置
 スルコトハ成ルヘク制限スル如ク軍ニ
 ニ軍隊ニ關シテハ成ルヘク制限スル如ク軍ニ
 於テ指導スルコト

0590

169

別紙
寫
參電第三一號

陸軍次官 木村兵太郎

渡集團參謀長 和知 鷹二殿

南方派遣軍人軍屬(軍事郵便ニ依ルベキ本邦人ヲ
含ムノ私信ニシテ軍事郵便ノ取扱ニ依ルコトナク直
接日航機船舶等ニ托送シ檢閲ヲ受ケルコトナク
内地ニテ投函セルモノアリ之ガ爲檢閲ヲ部外ニ
於テ受ケ軍ノ威信ヲ失墜セシノミナラズ軍
紀風紀並ニ防諜ニ遺憾ノ点アルヲ以テ特ニ

0591

165

之ガ取締ヲ嚴重ニセラレ度
尚連絡者ニ托送スルモノニアリテハ現地ニ於テ正
規ノ検閲ヲ経ルガ如ク指導アリ度

0592

昭和十七年十一月五日
陸軍部第二〇號

昭和十七年十一月五日
陸軍部第二〇號

軍事郵便物差出ニ関シ指導相成度件

垣六五四部隊副官佐橋三治郎

各六(中)隊長殿

首題ノ件陸軍次官ヨリ別紙寫ノ通り通牒アリタルニ
付充分指導ノ上軍紀並ニ防諜上遺憾ナキヲ期セラレ度
尚連絡若クハ帰還者等ニ軍事郵便物ヲ托送シ内地
ニ於テ投函スルモノニ在リテハ正規ノ部隊名氏名ヲ記
載シ責任者ノ檢閲ヲ経タル旨及連絡者等ニ托送スル

0593

166

旨ヲ明記シ且所定ノ内地切手ヲ貼布スルノ要アルニ
付申添フ

0594

恒湖情第一〇九號

戰果報告ニ關スル件

昭和十七年十月七日

聯隊本部

第一大隊御中

首題ノ件ニ關シ左記ノ如ク區別シ毎旬
毎調査報告相成度

進而情報旬報ト同時提考相成度申添

左記

一、討伐戰果(俘虜ハ米比ノ區分ト階級ヲ記入)
二、其ノ他戰果(蒐集供考等ノ成果)

0595

昭和十七年十月三十一日渡集團司令部ニ於テ
作戦主任者ノ會同ヲ開催セラレ其ノ内容中各
隊ニ通報スベキ事項ヲ左ニ記述ス
一 軍司令官ノ注意事項

住民ニ對シテハ親切心ヲ以テ當ルヲ要ス
比島内治安最モ良好ナル南部呂宋ハ上陸
當初ヨリ宣撫ニ心掛ケ特ニ住民ノ家屋ヲ
燒却セザル主義ニ依リ作戦ヲ遂行シ今日
ノ平和郷ヲ建設シ得タリト聞ク
又比人ノ手紙等ヨリ判断スルモ軍隊ノ比
人ニ對スル親切心ガ如何ニ彼等ヲ感銘セ
シメヌアルヤヲ窺ヒ得
之 近時比島ノ治安ハ好轉逆轉及覆シアリ甚

0596

二 軍

部 又 ハ 司 令 部 ハ 自 ラ 戦 闘 司 令 所 ヲ 推 進 シ
 特 ニ 治 安 不 良 ナ ル 方 面 ニ 對 シ テ ハ 上 級 本
 ラ 圖 ル コ ト 緊 要 ナ リ
 實 行 シ 軍 隊 ノ 討 伐 ト 相 俟 テ 成 果 ノ 向 上
 部 司 令 部 亦 自 ラ 計 畫 シ 組 織 的 肅 清 討 伐
 指 導 ス ル 反 面 全 般 ノ 情 勢 ヲ 達 觀 シ 上 級 本
 的 積 極 的 行 動 ヲ 最 高 調 ニ 達 セ シ ム ル 如 ク
 上 級 本 部 又 ハ 司 令 部 ハ 第 一 線 軍 隊 ノ 自 發
 ス 最 後 ノ 止 メ ヲ 刺 ス 迄 執 務 ニ 追 討 ス ル ヲ 要
 伐 兵 匪 擊 滅 ノ 要 訣 ハ 積 極 果 敢 ナ ル 肅 正 討
 敵 兵 匪 擊 滅 ノ 要 訣 ハ 積 極 果 敢 ナ ル 肅 正 討
 參 謀 長 口 演 要 旨
 遺 憾 ト 爲 ス 安 定 セ シ ム ル ヲ 要 ス 任 務 ヨ リ 弁
 島 ノ 治 安 ハ 速 カ ト コ ナ リ 軍 隊 ノ 任 務 ヨ リ 弁

0597

3.

肅清討伐ヲ指導スルト共ニ軍隊ノ志氣ヲ
 昂揚シ其ノ行動ヲ活潑ナラシムルコト最
 モ必要ナリト信ズ
 近時敵兵匪ハ誘致掩撃伏兵等ノ巧妙ナル
 戦法ヲ採用シ我ハ相當ノ損害ヲ蒙リツツ
 アリ
 此ノ種企圖ヲ事前ニ封殺撃破スルコト必
 要ナリ
 尚機動討伐兵力ノ増強ヲ圖ルト共ニ討伐
 出動中ノ残留留守部隊ノ戰鬥力増加ノ爲
 築城其ノ他ノ施設ノ實施ヲ勵行セシムル
 ト共ニ其ノ強化改善ニ關シ指導アリ度
 又重要掩護重要物件ニ對シテモ所要ノ障
 物其ノ他ノ工事ヲ施シ掩護力ヲ増強スル

0598

如ク指導サレ度
 蕭清討伐ノ實施ニ當リテハ防諜ノ處置
 嚴ナラシムルヲ要ス
 目下ニ於ケル比島地方廳官公吏ハ何レモ
 灰色的彩色ヲ有シ彼等ノ語ルトコロハ其
 ノ詳細ニ亘リ敵兵匪ニ通ズルモノナルヲ
 承知シ指揮官以下相戒メテ防諜觀念ニ徹
 スルヲ要ス
 重要國防資源開發ノ爲ノ人員施設及資材
 ノ直接警備並ニ重要物資ノ集貨收買等ノ
 警備ニ關シテハ既ニ要望シアルトコロナ
 ルモ最近之等ノ人員資材等ノ襲撃セラル
 ルモノ尠カラルハ軍隊トシテ眞ニ止ム
 ルヲ得ザル事情ノ存スルモノアラシモ克

0599

三軍高級參謀ノ說明要旨
 討伐成果ノ向上ニ就テ
 討伐成果ノ向上軍隊ノ積極果敢ナル討伐民
 心ノ把握ノ三者ハ相互ニ關連性ヲ有シ其ノ
 事項ニ付キ良好ナル結果ヲ得バ之ヲ擴充強
 化シ他ニ及ボシ遂ニ全面的ニ良好ナル地域ニ
 到達セシムル如ク努力シ一敵匪之警備地域
 内ニ存置セザル概テ以テ討伐スルコト緊要
 ナリトキハ下之ニ習ヒ治安ノ確立ヲ期シ得
 ルトキハ下之ニ習ヒ治安ノ確立ヲ期シ得

本上級指揮官ノ障頭指揮

0600

徹底的討伐ノ要ニ就テ
 日歸リ式討伐ヲ嚴戒ス
 討伐ハ自動車ノ機動力ヲ利用スルノ要大
 ナルハ之ヲ認ムルニ一旦之ヲ利用シ得ザ
 ルニ至リシ湯合及之ヲ不利トス小馬合ハ
 斷呼トシテ脚力ノ最大限ヲ發揮シ猛機動
 猛追撃ヲ實行スル事緊要ナリ
 我方企圖行動ノ秘匿防護ニ就テ
 消極的ニ秘匿ノ方法手段ニ於テ萬遺憾ナ
 キヲ期スルハ勿論謠言偽痛陽動等積極的
 方策ヲ十分ニ發揚シ我方企圖行動ノ秘匿
 偽騙ニ努ムルコト緊要ナリ
 一見兒戲ニ類スル方如キ方法ニ案外甚大

0601

極ノ小シ之
 果警成テヲ
 敢備＝軍要
 ナル地安目ス
 討域ズルノ
 伐存コト急
 ノ在セナリ
 實シメク益
 施ヲ一人志
 ヲザルノ敵
 ムノ慨兵匪
 以テ積ヲ盛
 積ニシニ
 業上共ニ遺漏ナキヲ期セラレ度
 ク軍改監部支部トノ連繫ヲ緊密ニシ現地
 業者以下ヲ指導シ之等ノ保護ニ關シ此ノ

0602

ナル効果ヲ收ムルコトアリ
 敵ノ不意急襲ノ防遏ニ就テ
 成果大ナル討伐ハ却テ損害少ク道路上等
 二於テ敵ニ急襲セラレ損害大ナル時ハ成
 果必ナリ
 又軍政機關トノ協同運轉ニ就テ
 治安確立上軍隊ノ任務ハ兵ノ骨組ヲ確立ス
 ルニ在リ之ニ肉ヲ付ケ血ヲ通ズルハ軍政機
 關ノ任務ナリ
 軍隊ハ治安確保ノ爲メ濠父タル立場ニ於テ
 充分ニ軍政機關ヲ支援活動セシム軍政機關
 ハ軍隊ノ活動ヲ容易ナラシムルト共ニ其ノ

成果ヲ直ニ利用シテ
 相倚リ相助シテ一途ニ
 確立ニ邁進セラル度
 尚速時現也於テ協
 手ニ集結度目ヲ達
 相互ニ協議スル上
 アルニ如ク西角ヲ
 外益トシテ以テ
 民ニ人常ニ
 軍隊ヲ
 皇軍ヲ
 込業トシ

0604

軍需品ノ調達宿營ノ爲ノ住民地ノ利用不逞
 村落ノ處置不逞兵匪ノ處理通敵官公吏又ハ
 住民ノ處分等ニ關シテハ十分ナル戒心ヲ加
 フルコト所要ナリ
 黨派ヲ認メザルハ軍ノ方針ニシテ黨派的支
 援ヲ爲スノ不可ナルハ勿論ナルモ一般住民
 ニ對シテモ偏破ナル取扱ヲセザル様注意ス
 ルヲ要ス
 4. 重要國防資源開發取得ノ掩護ニ就テ
 我が國策上國防資源即チ銅特種鑛鐵綿等ヲ比
 島ノ産出ニ依存スルモノ眞ニ多シ又自給自
 足ノ見地ヨリ米穀倉庫ノ保護亦必要ナリ

0605

172

イ	宣	ル	殘	雜	俘	口	イ	情	雜
推	軍	傳	ヲ	サ	兵	衛	絡	比	所
=	報	=	要	ザ	ハ	ノ	ト	ヲ	島
重	道	就	ス	ル	現	取	=	取	近
矣	部	テ		様	地	扱	関	ル	海
ヲ	ハ			注	=	=	シ	ノ	=
置	討			意	於	就	注	公	敵
キ	伐			シ	テ	テ	意	算	ノ
宣	=			主	処		ス	ナ	潜
傳	慶			要	分		ベ	シ	水
ス	接			ナ	シ		シ	ト	艦
	シ			ル	テ			セ	出
	米			俘				ス	没
	軍			虜	可				シ
	ノ			ハ	ナ				海
	再			軍	ル				岸
	來			迄	モ				島
	説			送	後				監
	ノ			致	害				視
	破			ス	ヲ				ト
									防
									連
									出

0607

イ	軍	分	逐	兵	押	要	ヲ	発	兵	ハ	口
米	憲	注	納	番	收	ス	往	射	器	軍	外
國	兵	意	ヲ	等	兵		々	彈	ノ	=	國
濠	隊	ス	明	ノ	番		=	救	變	於	放
州	ヨ	ル	カ	関	ノ		シ	=	護	テ	送
ノ											
対	リ	ヲ	ニ	係	取		テ	比	節	回	ヲ
比	ノ	要	ス	ヲ	扱		見	シ	用	收	聽
島	連	ス	ル	帳	=		ル	敵	=	ス	取
宣	絡		ト	簿	就		モ	=	就	ル	シ
傳			共	=	テ		資	與	テ	予	得
ハ			=	於	モ		源	ヘ		定	ル
氷			其	テ	其		ノ	タ		ナ	住
軍			ノ	明	ノ		関	ル		リ	民
ノ			變	確	成		係	損			使
再			護	=	果		上	害			用
來			=	シ	報		注	小			ソ
ヲ			就	其	告		意	ナ			ラ
信			テ	ノ	ト		ス	ル			ダ
ゼ			モ	出	現		ル	戦			オ
シ			充	納	有		ヲ	斗			ハ

0608

着	二	良	隊	（	作	主	ナ	セ	ガ	ス	地	敵	ム
ト	反	民	=	現	製	要	キ	ン	リ	ル	下	匪	ル
ナ	対	ノ	通	在	シ	ナ	モ	ト	ラ	傾	=	ハ	ユ
リ	=	ガ	報	ノ	近	ル	警	努	隊	向	替	暫	ニ
來	日	リ	ス	釋	ク	釋	戒	カ	ハ	ア	入	ク	重
レ	本	ラ	ル	放	書	放	ヲ	シ	釋	リ	シ	鳴	矣
リ	軍	隊	様	倅	類	倅	要	ア	放		マ	ヲ	ヲ
其	隊	ヲ	軍	虜	ヲ	虜	ス	リ	倅		ニ	潜	置
ノ	=	嫌	改	ノ	分	=		目	虜		ラ	メ	キ
惑	惑	悪	監	地	配	対		下	=		市	機	ア
謝	謝	ス	部	方	ス	シ		誘	対		=	ニ	リ
ノ	ス	ル	=	列	ル	テ		引	シ		モ	應	
原	ル	傾	要	分	予	ハ		セ	着		逐	シ	
因	ノ	向	求	布	定	要		ラ	目		次	再	
ノ	傾	濃	逐	次	状	ナ	視	レ	シ		潜	起	
共	向	厚	置	態	リ	察		タ	之		入	ヲ	
通	逐	ト	ケ	ヲ	警	名		ル	ヲ		セ	圖	
ナ	次	ナ	リ	警		簿		実	誘		ン	ル	
ル	顯	レ	備		ヲ			例	引		ト	爲	

0609

174

シ = 十 比 C B a 動 人 マ モ
 タ 於 月 島 米 ゲ ラ = 射 バ 機 = ニ ノ
 ル ケ = 入 軍 リ ゲ 毆 毒 タ ハ 付 レ ハ
 時 ル 十 ハ 再 ラ リ 打 セ シ 極 調 市 軍
 彼 南 六 島 來 隊 レ セ ラ 陷 × 査 = 隊
 等 大 日 一 ノ = 隊 ラ レ 落 テ セ 於 ノ
 ハ 平 ノ 般 時 加 = レ 或 ノ 軍 ル テ 往
 一 洋 サ = 多 入 加 タ ハ 際 純 = 檢 民
 瞬 海 シ 尚 量 セ 入 ル 俘 白 = 其 擧 =
 悲 戰 ヲ 親 ノ バ ス ヲ 虜 旗 シ ノ セ 對
 痛 ノ ル 米 捧 進 根 = ヲ テ ゲ ル ス
 ナ 戰 一 思 給 級 ト ナ 掲 左 リ ゲ ル
 ル 果 ス 想 ヲ ガ シ リ ゲ ヲ ラ 親
 表 ヲ 諸 濃 支 良 護 タ ア 如 隊 レ 切
 情 比 島 厚 給 ク 送 ル ル キ = 團 心
 ヲ 島 北 ナ セ ナ 中 後 = 事 加 ノ ナ
 爲 人 方 リ ラ ル 逃 日 拘 情 入 本 リ
 シ = 洋 ル 亡 本 ラ ナ ス 部
 タ 話 上 シ 兵 ス リ ル 要

0610

6.
 全 一
 減 般 ソ
 少 ノ リ
 ス 関 シ
 係 ノ
 上 配 処
 各 當 分 彼
 兵 ス ノ 敵
 團 ル 意 匪
 = 棟 志 =
 対 憲 ト 團
 ス 兵 ヲ マ
 ル 「 檢 乍
 ガ ソ リ 指 討 ラ 処 相
 ン 導 シ 事 分 當
 レ 後 務 =
 ノ 害 ヲ 関 多
 配 度 残 リ テ
 當 サ 在 ハ

0611

178

垣谷甲第二三二種

マニラ防衛司令部、將校會報ニ於ケル實
疑滙答並意見提出配布ノ件通牒

昭和十七年十月四日

垣部隊參謀長 河添 連

首題ノ件別紙ノ通りマニラ防衛司令部ヨリ通

報アリタルニ付之ヲ參考トシ「マニラ」市ニ出入

スル軍人軍屬ノ軍紀風紀ニ關シ遺憾ナカラシ

メラレ渡通牒ス

通牒先 各隊 各部

0612

17

夏三防黨第一二三編

將校會報ニ於ケル質疑應答並意見提出(配
布)一件

昭和七年十月三日

三防衛司令部

首題ノ件別紙ノ通り提出(配布)

提去配布先(軍司令部)

各駐留部隊

垣部隊本部

0613

177

將校會報ニ於ケル質疑應答並意見

昭和三十二年七月三十一日

部隊名	質問	解答
<p>同 灣一七四二</p>	<p>部隊ニテハ白襦袢ヲ官給品トシテ支給シアリ 外出時官給品白襦袢ノ着用ハ支障ナキヤ 自動車ハ當隊業務ノ都合上往路ハ部隊行動ヲ取リ歸路ハ單車トナルコト多クシル車ニ對シテハ證明書ヲ如何ニ處置スルヤ</p>	<p>官給品ノ白襦袢、私物ニ非サルヲ以テ支障ナシ、非違者トシテ通報スルモ、ハ私物ノ白襦袢ノ意ナリ 一取取締上ハ再證或ハ證明書ヲ所持センメラレ度</p>

0614

178

第二九五

下士官兵相互敬禮ニ不良ナルモ持テ將校相互敬禮不十分ナリ改善ノ要アリ

意見ノ通リニシテ將校ノ自戒自肅ヲ要ス

本意見ハ各部隊長へ御傳達ヲヒテ

憲兵隊

一般風紀犯教育指導ニ参考アルモ憲兵隊ニテハ手不足ノ業務繁多ノタメ整理配付不可能ナルニ付憲兵隊ニ照會ヲ賜ヒバ

憲兵隊ト連絡ノ上防衛司令部ニ於テ整理シ各隊ニ配付スベク努ム

回答ス

司令官

兵ノ酒類品部外販賣ニ對シ各隊ノ對策承リ度

0615

陸軍病院

漬物廠

航空補給廠

フジギンレリノ爆弾集積所附近
小中ニ比島人入リ許ヲ採ル者
アリ戦前ニ禁止シアリシト云フ
處置願度

使用比島人ノ搬出防止手段トシ
テ衛兵所ニ於テ身体検査ヲ實施シ
ザリ

漬物廠ニ於テハ各内務班派ラシ
テ各人ノ嗜好ヲ調査セシメ喫煙
者ヲ調べ使用量ヲ決定配給制
度ヲ實施シヤリ

尙也蓋警備隊回答
此レハ所長ヲシテ立入ラザルヲ指
シメテアリ
司令官
高地並警備隊ハ絶對ニ入ラザル
カレ其ノ結果ヲ報告スベシ

0616

179

同

軍用自動車隊行進ニアルト
キ隊列間ニ民間自動車或ハ馬
車等ヲ入レ車ノ行動ヲ遊帶セ
シメ又危險ナリ取締方ヲ希
望ス

飛行隊

コニラ市が空襲ヲ受ケル場
合航空隊ト各駐留部隊ト
連絡ニ就テ如何ニスベキヤヲ
研究サレ度

兵器廠

營外下士官ノ外出如何ニ
處置スベキヤ

軍交通部ト連絡ス

本件ニ大ニ問題ニシテ組織アル
防空處置ヲ必要トス
防衛司令部ニ於テ目下考究中
ニシテ逐次施策スベシ

營外居住下士官之外出證ヲ
交付許可セラルヲ適當トス

0617

憲兵隊

軍防衛主任
参謀

鹵獲拳銃其の他兵器類は他方
人に販賣スルが如キモノアリ
各隊に於て別ニ兵器類ニ運
納アリタル

一將校の昭示アルヲ見受テ各將校の
差違磨之皇軍威光ヲ失墜スル如ク
望ム
二捕房所持之書類ヲ検査スルニ皇軍
ノ行動ヲ詳細ニ記述ナルモノ等アリ
カカル事柄ハ將校が不用意ニ官公吏
ニ話シ又飲食店等ニ於テ漏ル事多ク

0618

敬ニ防諜ニ注意ヲ望ム、
 六自動車事故ニ関シ自動車ヲ濫用ス
 ルニ多ク又料理店ノ前ニ運轉チ兵
 ヲ待タン車ヲ放置シ飲食ニアルカド
 キ終放アリ斯レ行爲ノ卑トシテ取ラ
 サル所ナリ切ニ自肅自戒ヲ望ム、
 四入院患者中自動車事故及ガソリン
 ニ依ル火傷多ク各隊ハ厳ニ注意シ
 斯事故ニ依リ人的資源ノ損失ヲ来
 サナル様注意セシ度、
 五空車ニ階級標旗ヲ立テアルモノア
 リ運轉手ヲ十分教育セシ度、
 六空車ヲ治安表平和的ナルモ國際
 都市ノ特質ヲ認識シ不覺ヲ取
 ラザル如ク油断ナリ標望ム、

ロ. 上級指揮官ハ一週少クモ一回各分屯隊ヲ巡視・連絡ヲ確保スル
ト共ニ分屯隊ノ威力及バザル地域ヲ掃蕩ス

3. 住民ノ宣撫

治安ヲ確立スル爲ニハ住民ヲシテ皇軍ノ眞意ヲ理解セシメ進ン
デ協力セシムル如ク指導サセザルベカミズ

巡察・肅正・討伐等凡ニル機會ヲ利用シ住民ヲシテ匪賊ヲ憎惡
シ皇軍ニ信頼ルノ觀念心ヲ普及スルヲ要ス

從來宣傳用「ポスター」「ビラ」ヲ有効ニ利用スルノ着意不ハル分ナ
リ皇軍ノ通過セル所必ス貼付セシムル如ク指導スルヲ要ス
之ガ爲貼付専門ノ兵ヲ豫メ準備スルヲ可トス

4. 州廳ハ地方政治ノ中心ナルヲ以テ之ガ所在地
ヲ確立スルニ留意スルヲ要ス
又軍管理米穀會社・收買所ノ保護ニ留意スベシ

三. 交通線ノ確保ニ就テ

0620

敵ヲ急心襲スル爲ニハ敵ニ優ルノ速度ヲ有セザルベカラズ之ガ爲
道路橋梁ノ修理並ニ保護ニ留意シ且輸送機関ノ整備利用
ヲ完全ナラシムルヲ要ス

ハ自動車部隊ハ通過セル道路ノ状況ヲ速ニ報告スベシ
各隊モ亦相任區域ノ道路ノ状況ヲ調査報告スベシ
之自轉車ノ利用

自動車ヲ通セザル地區ノ掃蕩又ハ巡察等ノ爲成シ得レバ
各分屯隊ニ自轉車部隊ヲ分屬スルヲ可トス

道路偵察其他搜索掃蕩等ノ目的ヲ以テ自轉車部隊ヲ
相當遠距離ニ派遣スルヲ有利トス

該部隊ハ少クモ一分隊以上トシ且充分ノ糧食(ニ日分以上)
彈藥ヲ携行センメ又擲彈筒ヲ附スルヲ可トス

3 舟艇ノ利用

濕地及ラソーラノ多キ當地方ノ特質ニ鑑ミ機舟ヲ利用スル渡
河機動ニ習熟スルト共ニ一部ニ對シ「バンカ」ノ漕法ヲ教示置ク

六 家具搬出ニ就テ
官以下通匪シアルモノアリ配備変更ニ伴フ輸送並ニ軍
隊ノ行動ニ就テハ嚴ニ企圖秘匿ニ留意スベシ

各部隊ハ作戦行動中ノ部隊ナルコトヲ肝銘シ移動ノ爲現
在使用中ノ家具ハ後任部隊ニ相互引継ギ家具ヲ携行
セザルヲ要ス輸送機關特ニ燃料僅少ナルニ就キ最少限ノ
輸送量ヲ以テ移動スル如ク嚴ニ監督スルヲ要ス

七 設營ニ就テ

從來給養本位ニ傾キアリ新ニ設營スル部隊ハ警戒ニ便
ニシテ警戒ニ使用スル兵力ヲ勉メテ節約シ得ル如ク努ム
又將校宿舍モ勉メテ警戒便ナル如ク選定ス

以

上

0622

最近匪情ニ鑑ミ警備上ノ注意 一七一〇、一七一

最近バンパンガ州ニ於テ自動車ノ襲撃二件ハ
内一ハ憲兵隊ニ我ガ分哨近傍ノ役場襲撃等其
ノ行動活潑ヲ加ヘツ、アリ
從來地區内匪徒ハ日本軍ニ對シテハ專ラ退避
無抵抗ナリシニ比シ右事件ハ全般的ニ「ゲリラ」
攻勢企圖ノ一徵候ト察セラル
各警備隊ハ敵攻勢ノ初動ヲ制シテ之ヲ捕捉ス
ルニ努ムルト共ニ警戒並ニ防禦施設ニ遺憾ナカ
ラシメ不覺ヲ取ラサルヲ要ス
一、歩哨位置ノ設備ヲ完全ニスベシ
歩哨ノ位置ニ必ズ掩体及射撃設備ヲ設クルト
共ニ予メ拒馬等ヲ準備シ夜間之ヲ適當ノ位
置ニ配置スル等歩哨ヲシテ安ジテ任務ヲ達成
シ得ル如クスベシ

0623

187

二 宿營地ノ防禦ニ留意スベシ

現在ノ各露營地ハ宿營本位ニ傾キアリ

宿營ニ利用スル家屋ハ警戒及防禦ニ便ナル

位置ニ選定スベシ

宿營家屋ノ四圍ニハ有利鉄線等ヲ以テ圍繞

シ不要ノ入。口ヲ閉鎖スルヲ可トス

之等作業ハ隱密裡ニ實施シ鐵線ノ收集ニ離

隔セル他地方ニ於テ實施シ之ヲ配給スル如

ク留意スルヲ要ス

三 夜間ノ射撃ニ就テ

露營地ニ敵襲アル場合其ノ防禦圈内ノ射撃

ハ絶對ニ禁止スベシ 徒ラニ混亂ヲ生シ彼我

ノ判別ヲ不可能ナラシメ相撃ヲ生スル等百

害アリテ一利ナシ 特ニ夜間一人ノ不用意

ノ射撃ハ傳染性ヲ有スルヲ以テ裝填ヲ禁止

0624

ヲ有利トス

五 水路ノ檢問ハ匪徒潛入武器ノ搬入妨止ニ相當
成果アリト認ムルモ當分之ヲ中止ス

六 銃器ノ回収
從來各種ノ經緯ニ依リ相當多數ノ銃器民間ニ流入シ此等
ハ襲撃其ノ他ニ依リ匪徒ノ入手スル所トナリアリ
將來銃器ハ私有ト否トニ拘ラズ警官以外ハ携行ヲ許スル
方針ニ付各警備隊ハ民間銃器ノ供出ヲ獎勵シ成ルベク
速ニ回収スルヲ要ス

七 日本語ノ獎勵

日本語ノ普及ハ住民トノ意志ヲ疏通シ且情報収集上ニモ
効果大ナリ 軍政機關ニ於テモ之ガ普及ヲ企畫實行スレ
アルモ各分屯隊ニ於テモ獎勵ニ努力カスベシ
天野部隊ノ某小隊長ハ一ヶ月前ヨリ安賣施シ多大ノ効果ヲ
擧ゲアリ

0625

189

八兵器ノ尊重整備ニ就テ

討伐行動頻繁ナルニ從ヒ兵器ノ手入並ニ整備不十分ト

ナリ易シ

幹部ハ常ニ手入検査ヲ勵行シ兵器ノ整備ヲ完全ナラシムルヲ要ス

以

上

0626